

京都市告示第171号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年6月7日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 一般国道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
477号	左京区大原小出石町875番地の1地内	旧	メートル 48.80	メートル 4.00 ~ 8.17
		新	48.80	5.70 ~ 25.81

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
久世29号線	南区久世築山町136番地の1地先から 同町203番地の2地先まで	旧	メートル 115.70	メートル 3.04 ~ 4.80
		新	93.10	6.00 ~ 7.76
醍醐経53号線	伏見区醍醐辰巳町21番地の6地内	旧	7.20	6.00 ~ 10.00
		新	6.30	7.70 ~ 15.10
醍醐経55の1号線	伏見区醍醐東合場町24番地の13地先から 同区醍醐外山街道町25番地の34地先まで	旧	119.60	3.55 ~ 7.60
		新	119.50	5.99 ~ 19.80

醍醐緯65号線	伏見区醍醐東合場町24番地の13地先から	旧	32.30	5.60 ~ 6.10
	同区醍醐辰巳町21番地の6地先まで	新	32.30	6.00 ~ 9.93
小栗栖経40号線	伏見区小栗栖森本町20番地の51地内	旧	9.80	6.00
		新	10.70	6.00
小栗栖緯22号線	伏見区小栗栖森本町20番地の27地内	旧	6.80	8.00 ~ 10.00
		新	6.80	8.00 ~ 11.10

(建設局土木管理部道路明示課)